

12月10日から16日までは

北朝鮮人権侵害問題啓発週間

です。

北朝鮮人権侵害問題啓発週間とは

平成18年6月に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行され、毎年12月10日から16日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」とすることとされました。



拉致問題を始めとする北朝鮮当局による人権侵害問題は、国際社会を挙げて取り組むべき課題とされています。解決のためには、この問題について、関心と認識を深めていくことが大切です。

北朝鮮による日本人拉致問題の現状

平成26年5月、スウェーデンのストックホルムで開催された日朝政府間協議。この協議で北朝鮮は拉致被害者を含むすべての日本人を対象にした全面的な調査を行うことを約束しました。しかし、依然として北朝鮮から拉致被害者に関する新たな情報は一つ伝えられていません。

拉致の可能性を排除できない事案に係る方々

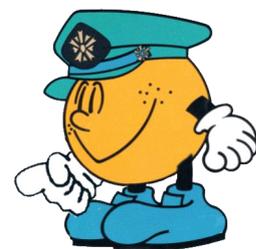
警察が把握している北朝鮮による拉致の可能性を排除できない方々は、本年10月末現在、全国で883人に上ります。そのうち以下の2名の方について、新居浜警察署では捜査を行っています。



榎野 國貞



仙波 照男



情報提供をお願いします

警察では総力を挙げて、日本人拉致に関する捜査を推進しています。日本人拉致に関して情報をお持ちの方は、警察まで連絡をお願いします。

北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めましょう

新居浜警察署 0897-35-0110